

さ情審査答申第287号
令和6年11月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年7月4日付けで貴職から受けた、「サウスピア貸出ロッカーに係るもの（サウスピア囲碁団体からの要求要望等及び回答（以下「本件対象行政情報」という。））」の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年4月13日付け市市コ第101号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、「団体の代表者名及び、貸出ロッカー等利用規程を承認したもの」の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 本件不開示情報は条例第7条第2号に該当しない

不開示理由の不立証

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

(2) サウスピア囲碁団体の代表者氏名について、通常は、新しく入りたい人に配布するチラシに代表者の氏名が書いてあるはずである。既に公になっているため、不開示にはできない。

(3) 貸出ロッカーの件について、「さいたま市が承認した文書は存在しない

い。」「承認を必要とする業務ではない。」とは、どういうことか。

（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター指定管理者業務仕様書 8（2）のとおり）協議をしたから文書がないとのことだが、平成 23 年 5 月 18 日付け総務部長通知「適正な文書事務の執行について」には、「文書管理規則第 3 条では、「事案の処理は、文書によることを原則とする。」と記載されている。本件についても起案文書を作成し、決裁されていてしかるべきではないか。

(4) 以上、(2)及び(3)について開示せよ。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

1 本件処分内容及び理由

審査請求人により、「サウスピア貸出ロッカーにかかるもの、サウスピア囲碁団体からの要求要望等及び回答」について、行政情報開示請求書が提出された。

実施機関は、行政情報として特定した文書のうち、要望書に記載された囲碁団体の代表者氏名を条例第 7 条第 2 号の規定により不開示とし、貸出ロッカー等利用規定を承認したものについては、文書不存在のため不開示とする行政情報一部開示決定を行った。

本件処分は、囲碁団体の代表者氏名を、不開示情報に該当するとしたものであるが、当該団体は特定の施設で活動する任意団体であり、「法人その他の団体」には該当しないため、代表者氏名は、条例第 7 条第 2 号にある、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と判断した。

また、指定管理者が定めた貸出ロッカー等利用規定を承認したものについては、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター基本協定書にある業務仕様書第 8（2）のとおり、実施機関の承認を必要とする業務ではないため、実施機関が承認した文書は存在しない。

2 審査請求人の主張について

(1) 「団体の代表者名を開示せよ」との主張について

審査請求人は、団体の代表者名について、条例第 7 条第 2 号に該当しないと主張しているが、特定の施設で活動する任意団体であり、「法人その他の団体」には該当しないため、代表者氏名は、条例第 7 条第 2 号にある、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」と判断

し、不開示としたものである。

- (2) 「貸出ロッカー等利用規定を承認したものを開示せよ」との主張について

審査請求人は、指定管理者が定めた貸出ロッカー等利用規定を承認したものを開示せよと主張しているが、実施機関の承認を必要とする業務ではないため、実施機関が承認した文書は存在しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年3月30日に開示請求を行った「サウスピア貸出ロッカーに係るもの サウスピア囲碁団体からの要求要望等及び回答」である。

実施機関は、複数の文書を特定し、一部開示決定を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示とした「団体の代表者名及び、貸出ロッカー等利用規程を承認したもの」について開示するよう求めるとして、本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

- (1) 団体の代表者名については、その団体が特定の施設で活動する任意団体であれば、個人に関する情報として条例第7条第2号に該当すると認められ、また、慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めることもできない。したがって、条例第7条第2号を理由に不開示とした実施機関の決定は妥当である。

- (2) 次に、貸出ロッカー等利用規定は、施設を管理する指定管理者が利用者の公正な利用と利便性に配慮して定めたものであり、これに関しては実施機関の承認を必要とする業務ではないため、承認した文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然・不合理な点は認められず、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

- (3) 以上より、本件開示請求に対して実施機関が行った本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年 7月 4日	諮問の受理（諮問第469号）
②	令和 6年 8月 8日	審議

③	令和 6 年 9 月 1 9 日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 6 年 1 1 月 2 1 日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)